

薬 第 6493 号
令和6年3月29日

各保健所設置市薬務主管課長様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例について（通知）

このことについて、神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第38号）が公布されましたので通知します。

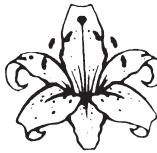
なお、別記の関係団体あて別途通知済みであることを申し添えます。

問合せ先
献血・薬物対策グループ
井口、植村
電話 (045) 210-4972

別記

- ・ 公益社団法人 神奈川県医師会会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県歯科医師会会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県獣医師会会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県薬剤師会会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会会長
- ・ 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- ・ 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- ・ 神奈川県麻薬卸売協会会長
- ・ 神奈川県製薬協会会長
- ・ 神奈川県精神神経科診療所協会会長
- ・ 一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会神奈川支部長

神奈川県公報



県の花:山ゆり

令和6年3月29日(金曜日) 号外 第20号

目次

ページ

○条例

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	1
神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	2
市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	3
神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	3
職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	4
企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務・税制企画課)	4
神奈川県立女性相談所条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・共生推進本部室)	6
神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・共生推進本部室)	6
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・共生推進本部室)	7
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・子ども家庭課)	9
国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例(健康医療・医療保険課)	12
神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例(健康医療・薬務課)	12

○規則

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則(政策・市町村課)	12
神奈川県立女性相談所条例施行規則の一部を改正する規則(福祉子どもみらい・共生推進本部室)	13
神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則の一部を改正する規則(福祉子どもみらい・共生推進本部室)	15
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(福祉子どもみらい・共生推進本部室)	16
国民健康保険法施行規則の一部を改正する規則(健康医療・医療保険課)	16

条 例

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第27号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第1条 住民基本台帳法施行条例(平成21年神奈川県条例第86号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法第30条の8に規定する」、「(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)のうち法第7条第13号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。)及び同条第8号の2に規定する個人番号以外のもの」及び「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード及び同号に規定する個人番号以外のものを」を削る。

第3条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「等」を加え、同条中「第30条の15第1項第2号」の次に「及び法第30条の44の6第1項第2号」を加える。

第4条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「等」を加え、同条中「第30条の15第2項第

2 号」の次に「及び法第30条の44の 6 第 2 項第 2 号」を加える。

第 5 条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「等」を加え、同条中「。」の次に「及び法第30条の44の 6 第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）」を、「による都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加え、「うち住民票コード以外のものの」及び「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを」を削る。

第 6 条中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

第 7 条第 1 項中「第30条の40第 1 項」の次に「(法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「同条第 2 項」を「法第30条の40第 2 項（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に改める。

第 8 条中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

第 2 条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条中第 2 条の改正規定及び第 5 条の改正規定（「うち住民票コード以外のものの」及び「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを」を削る部分に限る。）並びに次項の規定は公布の日から、第 2 条の規定は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(住民基本台帳法施行条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 住民基本台帳法施行条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第88号）の一部を次のように改める。

附則第 4 項及び第 5 項を削る。

附則中第 6 項の前の見出しを削り、同項を第 4 項とし、同項の前に見出しとして「(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置)」を付し、第 7 項を第 5 項とする。

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第28号

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改める。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

事務部局の区分	定数
知事	7,796人
公営企業管理者	1,003人
議会	76人
選挙管理委員会	5 人
監査委員	41人

人事委員会		35人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		802人
教育委員会の所管に属する学校	校長及び教員	11,991人
	その他の職員	1,060人
	小計	13,051人
労働委員会		21人
神奈川海区漁業調整委員会		3人
合計		22,833人

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第29号

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

学校の種別	定数
小学校	9,678人
中学校	5,562人
特別支援学校	189人
高等学校（定時制の課程を置くもの）	19人
合計	15,448人

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第30号

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中

警察官以外の職員	1,710人
合 計	17,413人

警察官以外の職員	1,725人
合 計	17,428人

に改める。

附則に次の 1 項を加える。

3 令和 7 年 3 月 31 日までの間は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に係る職員の定数は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める員数に、同表の右欄に掲げる員数を加えた員数とする。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「前項及び附則第 3 項」と、同条第 3 項及び第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 1 項及び附則第 3 項」と、同項中「同項」とあるのは「これらの項」とする。

警 部 補 及 び 巡 査 部 長	28人
巡査(警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。)	13人
計	41人
合 計	41人

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第31号

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「人事委員会規則で定める医師又は歯科医師の特定の宿直勤務又は日直勤務にあつては1万1,700円、」を削り、「7,300円」を「、7,300円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、この条例による改正前の第14条第1項に規定する医師又は歯科医師の特定の宿直勤務を行う職員が、施行日以後引き続き当該宿直勤務を行う場合の宿日直手当については、なお従前の例による。

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第32号

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成16年神奈川県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア及びイ以外の部分中「次のいずれかに該当する」を「別表の左欄に掲げる」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号を次のように改める。

- (2) 対象不動産 企業立地支援事業を行う者が取得した不動産で、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものをいう。

第3条中「令和元年11月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「が」の次に「、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条、第3条関係)

<p>1 次のいずれかに該当する事業のうち、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G—情報通信業、大分類I—卸売業、小売業、大分類L—学術研究、専門・技術サービス業、大分類M—宿泊業、飲食サービス業又は大分類N—生活関連サービス業、娯楽業に属するもの</p> <p>(1) 食品その他の心身の状態の改善に資するものに関する事業</p> <p>(2) ロボットに関する事業</p> <p>(3) 2050年までの脱炭素社会の実現(令和32年までに、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を実現することをいう。)に資するものに関する事業</p> <p>(4) 観光に関する事業</p> <p>(5) 技術革新の進展に即応した高度な産業技術を用いて研究開発がされ、又は製造される素材に関する事業</p> <p>(6) 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品に関する事業</p> <p>(7) 情報通信又は電子工学に関する事業</p> <p>(8) 輸送用機械器具に関する事業</p>	<p>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋(4の項に定めるものを除く。)で事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地</p>
<p>2 横須賀市、鎌倉市、小田原市、逗子市、三浦市、南足柄市、三浦郡、足柄上郡又は足柄下郡の区域において行われる事業(前項に掲げるものを除く。)のうち、日本標準産業分類に定める中分類09—食料品製造業、中分類10—飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ、飼料又は有機質肥料製造業に係るものを除く。)、中分類25—はん用機械器具製造業、中分類26—生産用機械器具製造業又は中分類27—業務用機械器具製造業に属するもの</p>	<p>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋(4の項に定めるものを除く。)で事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地</p>
<p>3 日本標準産業分類に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G—情報通信業、大分類I—卸売業、小売業、大分類L—学術研究、専門・技術サービス業、大分類M—宿泊業、飲食サービス業又は大分類N—生活関連サービス業、娯楽業に属する事業(前2項に掲げるものを除く。)</p>	<p>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋(次項に定めるものを除く。)で研究所の用に供するもの</p>
<p>4 日本標準産業分類に定める中分類09—食料品製造業、中分類10—飲料・たばこ・飼料製造業、中分類17—石油製品・石炭製品製造業、中分類25—はん用機械器具製造業、中分類26—生産用機械器具製造業、中分類27—業務用機械器具製造業又は中分類31—輸送用機械器具製造業に属する事業</p>	<p>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋(地方税法第73条の2第3項の規定により家屋の取得とみなされる家屋の改築であって、大規模な設備投資を伴うものにより、家屋の一部を取得した場合に限る。)</p>

附 則

- この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正前の第 2 条第 1 号の企業立地支援事業を行う者（令和元年 11 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に当該企業立地支援事業に係る同号の規定による認定の申請をした者に限る。）が同条第 2 号の対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

神奈川県立女性相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第33号

神奈川県立女性相談所条例の一部を改正する条例

神奈川県立女性相談所条例（昭和39年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県立女性相談支援センター条例

第 1 条中「神奈川県立女性相談所」を「神奈川県立女性相談支援センター」に改める。

第 2 条第 1 項中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第 3 項に規定する要保護女子に対し、相談、指導」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第52号。以下「法」という。）第 2 条に規定する困難な問題を抱える女性に対し、法第 9 条第 3 項に規定する相談」に、「被害者の相談」を「相談」に、「神奈川県立女性相談所（以下「相談所」）を「神奈川県立女性相談支援センター（以下「センター」）に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 センターは、法第 9 条第 1 項に基づく女性相談支援センターとする。

第 3 条第 1 項中「相談所」を「センター」に改め、同条第 2 項第 1 号中「女子」を「入所者」に改め、同項第 2 号中「指導の効果が期待できない」を「センターにおいて適切な支援を行うことができない」に改め、同項第 3 号中「相談所」を「センター」に改める。

第 5 条中「相談所」を「センター」に改める。

附 則

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に新たに入所に係る知事の承認を受けようとする者（同日前に入所の申込みをした者を含む。）について適用する。

神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第34号

神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部を改正する条例

神奈川県女性保護施設さつき寮条例（昭和39年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県女性自立支援施設条例

第 1 条中「神奈川県女性保護施設さつき寮」を「神奈川県女性自立支援施設」に改める。

第 2 条中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第52号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項」に、「婦人保護施設として、神奈川県女性保護施設

さつき寮（以下「さつき寮」という。）を「女性自立支援施設として、神奈川県女性自立支援施設（以下「女性自立支援施設」という。）」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 困難な問題を抱える女性（法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。）の女性自立支援施設への入所及び保護に関する業務
- (2) 女性自立支援施設に入所した者（以下「入所者」という。）の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助に関する業務
- (3) 入所者の自立の促進のための生活の支援に関する業務
- (4) 女性自立支援施設を退所した者についての援助に関する業務
- (5) 入所者が同伴する児童への学習及び生活の支援に関する業務
- (6) 女性自立支援施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

第5条中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

第9条中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に、「神奈川県立女性相談所長が保護する」を「神奈川県立女性相談支援センター所長が保護し、及び自立支援（法第12条第1項に規定する自立支援をいう。）を行う」に、「判定した要保護女子」を「判定した困難な問題を抱える女性」に改める。

第10条第1項中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改め、同条第2項第1号中「女子」を「入所者」に改め、同項第2号中「指導の効果が期待できない」を「女性自立支援施設において適切な支援を行うことができない」に改め、同項第3号中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

第12条中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第35号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第1条中「婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条）を「女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項）に、「婦人保護施設を」を「女性自立支援施設を」に改める。

第2条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「社会福祉事業に関する熱意及び能力」を「女性の人权に関する高い識見と専門性」に改め、「において」の次に「入所者の置かれた状況に応じた」を加え、「待遇」を「支援」に改める。

第3条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第4条の見出しを「（職員配置の基準）」に改め、同条第1項を次のように改める。

女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1

- (2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上
- (3) 栄養士又は調理員 1以上
- (4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上
- (5) 事務員 1以上
- (6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適當数

第4条第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改める。

第5条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「能力と熱意」を「に当たって女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、同条第1号中「更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業」を「法第2条に規定する困難な問題を抱える女性への支援に関する活動」に改める。

第6条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第7条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「でなければ」を「としなければ」に改め、同条第2項及び第4項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第5項第1号ア中「4.95平方メートル」を「9.9平方メートル」に改め、同号イ中「直面して」を「直接面して」に改め、同条第6項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第8条の見出しを「(居室の入所定員)」に改め、同条中「人員」を「定員」に、「として4人以下」を「1人」に改め、同条に次の1項を加える。

2 女性自立支援施設への入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。第9条を次のように改める。

(自立支援等)

第9条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況並びに本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに計画を作成しなければならない。

第10条の見出しを「(食事の提供)」に改め、同条第1項及び第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第3項を削る。

第11条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第12条を次のように改める。

(関係機関等との連携)

第12条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項及び第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

第13条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「を定め」を「(第15条第4項において「非常災害計画」という。)を策定し」に改め、同条第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第18条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第20条とする。

第17条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改め、同条を第19条とする。

第16条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改め、同条第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「婦人相談所」を「知事」に改め、同条第3項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第18条とする。

第15条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第17条とする。

第14条第1項から第3項までの規定中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第4項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければ」に改め、同条を第16条とする。

第13条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下の条及び次条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
(業務継続計画の策定等)

第15条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下の条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）附則第4条による改正前の売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設（以下の「婦人保護施設」という。）の施設長に任用されている者は、改正後の第5条に規定する資格要件を満たすものとみなす。

3 この条例の施行前に婦人保護施設として設置された施設における居室の床面積の基準及び居室の入所定員は、当分の間、改正後の第7条第5項第1号ア及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施設を改築し、又は増築する場合は、この限りでない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第36号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 雜則（第112条）」を「第15章 里親支援センター（第112条～第117条） 第16章 雜則（第118条）」に改める。

第12条の3第1項及び第15条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第32条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第34条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第40条中「について」の次に「、年齢、児童の発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第42条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第62条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第65条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第94条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第97条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第104条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第107条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第111条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第15章中第112条を第118条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第112条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（以下「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第113条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）の養育者等（児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した

者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助（専門的知識及び技術をもって、児童の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供すること等をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）に関する識見を有するもの

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関する、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの

(3) 里親等への支援の実施に関する、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関する、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第114条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの

(3) 知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第115条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親等への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第116条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第117条 里親支援センターの長は、児童相談所等及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要に応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第37号

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成29年神奈川県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1と」を「0.6と」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第38号

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に、「同条第4号」を「同項第4号」に、「同条第6号」を「同項第6号」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第1項中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

第11条第1項中「第6号」を「第5号」に改める。

第12条第2項、第15条第2号及び第16条第1項第2号中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改める。

第18条第1項中「同条第7号」を「同条第6号」に改める。

第19条中「第2条第6号又は第7号」を「第2条第5号又は第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

規 則

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第23号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成22年神奈川県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8に規定する」及び「（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）のうち同法第7条第13号に規定する住民票コード（次条において「住民票コード」という。）及び同法第7条第8号の2に規定する個人番号以外のもの」を削る。

第2条の見出し中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「等」を加え、同条中「による都道府県知事保

存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加え、「のうち住民票コード以外のもの」を削る。

第3条中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第27号）の施行の日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第2条の改正規定（「のうち住民票コード以外のもの」を削る部分に限る。）並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年神奈川県規則第123号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項を削る。

神奈川県立女性相談所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第24号

神奈川県立女性相談所条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立女性相談所条例施行規則（昭和39年神奈川県規則第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県立女性相談支援センター条例施行規則

第1条中「神奈川県立女性相談所条例」を「神奈川県立女性相談支援センター条例」に改める。

第2条中「神奈川県立女性相談所（以下「相談所」）を「神奈川県立女性相談支援センター（以下「センター」）に改め、同条第1号中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項各号」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第3項各号」に改め、同条第3号及び第4号中「神奈川県立女性相談所条例」を「神奈川県立女性相談支援センター条例」に改める。

第3条及び第4条を削る。

第5条の見出しを「(支援計画等)」に改め、同条第1項中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に、「に対する措置を講ずる」を「(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者をいう。以下同じ。)への支援」に、「相談、調査、判定等を十分」を「その者が抱えている問題及びその背景、心身の状況等の適切な把握（以下この条において「アセスメント」という。）を」に、「個性に適した具体的な指導又は援助」を「意向を踏まえながら、最適な支援を行うため」に、「たてなければ」を「立てなければ」に改め、同条第2項中「相談、調査、判定等の」を「アセスメントを行った」に改め、同条を第3条とする。

第6条を第4条とする。

第7条第2項中「には、実情を調査し、必要と認めるとき」を削り、同条第3項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第5条とする。

第8条第1項中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改め、「帰郷させ、又は」を削り、同条第2項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第6条とする。

第9条を第7条とする。

第10条中「相談所」を「センター」に改め、同条を第8条とする。

第11条を削る。

第12条中「処遇」を「支援」に、「相談所」を「センター」に改め、同条を第9条とする。

第1号様式(表)中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」に改め、

所長
管理課長
指導課長
所員
面接員

を削り、「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改め、同様式(裏)中「指導経過」を「支

援経過」に改める。

第2号様式中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に、「神奈川県立女性相談所長」を「神奈川県立女性相談支援センター所長」に、「次のとおりですから、一時保護をしてください」を「一時保護を希望しますので、次のとおり申請します」に改める。

第3号様式(第1面)中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に、「神奈川県立女性相談所」を「神奈川県立女性相談支援センター」に改め、同様式(第2面)中

「所長 管理課長 指導課長 所員 担当者」を削り、

「健 康 知能程度」 「疾 病 性格」を

身体の状況	に
精神の状況	」

改め、同様式(第3面)中「措置年月日」を「保護年月日」に、「措置内容」を「保護内容」に改め、同様式(第5面)中「記事」を「内容」に改める。

第4号様式中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第25号

神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則(昭和39年神奈川県規則第37号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

神奈川県女性自立支援施設条例施行規則

第1条中「神奈川県女性保護施設さつき寮条例」を「神奈川県女性自立支援施設条例」に改める。

第2条中「神奈川県女性保護施設さつき寮指定管理者指定申請書」を「神奈川県女性自立支援施設指定管理者指定申請書」に改める。

第4条第3号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第4号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「神奈川県女性保護施設さつき寮」を「神奈川県女性自立支援施設」に改める。

第5条中「神奈川県立女性相談所」を「神奈川県立女性相談支援センター」に、「相談所長」を「センター所長」に改める。

第6条中「神奈川県女性保護施設さつき寮」を「神奈川県女性自立支援施設」に、「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

第7条第1項中「相談所長は、要保護女子をさつき寮に入所させようとする」を「センター所長は、困難な問題を抱える女性が女性自立支援施設に入所することが適當と判断した」に、「さつき寮の」を「女性自立支援施設の」に、「寮長」を「施設長」に改め、同条第2項中「寮長」を「施設長」に、「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改める。

第8条の見出しを「(支援の方法)」に改め、同条中「寮長は、さつき寮に入所した者」を「施設長は、入所者及びその同伴する児童」に、「入所者」を「入所者等」に、「処遇上又は一身上の問題につき」を「支援を行うに当たつて」に、「指導上」を「支援のため」に改める。

第9条及び第10条中「入所者」を「入所者等」に、「寮長」を「施設長」に改める。

第11条第1項中「寮長は、入所者」を「施設長は、入所者等」に、「相談所長」を「センター所長」に改め、同条第2項中「相談所長」を「センター所長」に改める。

第12条中「寮長は、さつき寮」を「施設長は、女性自立支援施設」に改める。

第13条第1項中「寮長」を「施設長」に改め、同条第2項中「寮長」を「施設長」に改め、同項第1号中「入所者の処遇」を「入所者等への支援」に、「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改め、同項第2号中「さつき寮」を「女性自立支援施設」に改める。

第1号様式中「神奈川県女性保護施設さつき寮指定管理者指定申請書」を「神奈川県女性自立支援施設指定

管理者指定申請書」に、「神奈川県女性保護施設さつき寮条例」を「神奈川県女性自立支援施設条例」に改める。

第 2 号様式（第 1 面）中「女性保護施設さつき寮」を「女性自立支援施設」に改め、同様式（第 2 面）中「寮長」を「施設長」に、「指導員」を「支援員」に、

健 康		知 能 程 度	
疾 病		性 格	
特 技		そ の 他	

身体 の 状 況	
精神 の 状 況	
そ の 他	

改め、同様式（第 3 面）中「指導経過」を「支援経過」に、「記事」を「内容」に改め、同様式（第 4 面）中「記事」を「内容」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第26号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

第 1 条の見出し中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条中「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改め、同条第 1 号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第 2 号中「婦人保護施設において」を「女性自立支援施設において、」に改め、同条第 3 号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、「建物が」及び「により」の次に「、」を加える。

第 2 条中「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第14条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第376号）」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第18条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（令和 5 年厚生労働省告示第110号）」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

国民健康保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第27号

国民健康保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則

国民健康保険法施行条例施行規則（平成30年神奈川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（特別交付金の配分の特例）

3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、第 6 条の規定により交付する市町村ごとの特別交付金について、当該市町村の法第75条の 7 第 1 項に規定する国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の額と当該市町村の国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（令和 6 年神奈川県条例第37号）による改正前の国民健康保険法施行条例第 4 条に規定する医療費指数反映係数を用いて算定した国民健康保険事業費納付金に相当する額との差額に知事が別に定める率を乗じて得た額を用いて、知事が別に定めるところにより調整を行うものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県薬物濫用防止条例の一部改正の概要

1 改正する条例の名称

神奈川県薬物濫用防止条例（平成 27 年神奈川県条例第 10 号）

2 改正の理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 号、以下「改正法」という。）により、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号、以下「麻向法」という。）に規定される「麻薬」の定義に、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号、旧大麻取締法）で定義される「大麻」が含まれたため。

3 改正の内容

改正法による麻向法の一部改正に伴い、「麻薬」の定義に「大麻」が含まれたことから、本条例中の「薬物」の定義から「大麻」を削除するとともに、所要の改正をした。

4 施行日

公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日

新旧対照表

○神奈川県薬物濫用防止条例

新	旧
第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (削除) (1) (略) (2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号） <u>第2条第1項第1号</u> に規定する麻薬、 <u>同項第4号</u> に規定する麻薬原料植物及び <u>同項第6号</u> に規定する向精神薬 (3)～(6) (略) (知事指定薬物の指定) 第10条 知事は、 <u>第2条第6号</u> に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。 2～4 (略) (知事指定薬物の指定の失効) 第11条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から <u>第5号</u> までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失う。 2・3 (略) (製造等の禁止) 第12条 (略) 2 何人も、 <u>第2条第5号</u> に掲げる薬物又は知事指定薬物を医療等の用途以外の用途に使用することを知って、その場所を提供し、又はあっせんしてはならない。 (警告) 第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、警告を発することができる。 (1) (略) (2) 第12条第2項の規定に違反して、 <u>第2条第5号</u> に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所を提供し、又はあっせんした者	第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) <u>大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻</u> (2) (略) (3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号） <u>第2条第1号</u> に規定する麻薬、 <u>同条第4号</u> に規定する麻薬原料植物及び <u>同条第6号</u> に規定する向精神薬 (4)～(7) (略) (知事指定薬物の指定) 第10条 知事は、 <u>第2条第7号</u> に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。 2～4 (略) (知事指定薬物の指定の失効) 第11条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から <u>第6号</u> までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失う。 2・3 (略) (製造等の禁止) 第12条 (略) 2 何人も、 <u>第2条第6号</u> に掲げる薬物又は知事指定薬物を医療等の用途以外の用途に使用することを知って、その場所を提供し、又はあっせんしてはならない。 (警告) 第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、警告を発することができる。 (1) (略) (2) 第12条第2項の規定に違反して、 <u>第2条第6号</u> に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所を提供し、又はあっせんした者

(3) (略)

(製造中止等の命令)

第16条 知事は、前条の規定による警告を受けた者が当該警告に従わないときは、次に掲げる行為の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) (略)

(2) 第2条第5号に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所の提供又はあっせん

2 (略)

(緊急時の勧告)

第18条 知事は、薬物（第2条各号のいずれであるかが明らかでない場合又は同条第6号に掲げる薬物（知事指定薬物を除く。）である場合に限る。）の濫用により保健衛生上の重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとときは、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、使用する場所を提供し、若しくはあっせんし、又は広告する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2・3 (略)

(知事への通知)

第19条 公安委員会は、第2条第5号又は第6号に掲げる薬物の濫用の防止を図るため必要があると認めるときは、当該薬物の販売の状況その他の知事が当該薬物の濫用を防止するための措置を講ずるために必要と認められる事項を知事に通知することができる。

(3) (略)

(製造中止等の命令)

第16条 知事は、前条の規定による警告を受けた者が当該警告に従わないときは、次に掲げる行為の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) (略)

(2) 第2条第6号に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所の提供又はあっせん

2 (略)

(緊急時の勧告)

第18条 知事は、薬物（第2条各号のいずれであるかが明らかでない場合又は同条第7号に掲げる薬物（知事指定薬物を除く。）である場合に限る。）の濫用により保健衛生上の重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとときは、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、使用する場所を提供し、若しくはあっせんし、又は広告する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2・3 (略)

(知事への通知)

第19条 公安委員会は、第2条第6号又は第7号に掲げる薬物の濫用の防止を図るため必要があると認めるときは、当該薬物の販売の状況その他の知事が当該薬物の濫用を防止するための措置を講ずるために必要と認められる事項を知事に通知することができる。

神奈川県薬物濫用防止条例

(目的)

第1条 この条例は、薬物の濫用の防止に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、薬物の濫用の防止を図り、もって県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料
- (2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1項第1号に規定する麻薬、同項第4号に規定する麻薬原料植物及び同項第6号に規定する向精神薬
- (3) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしがら
- (4) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉塞用又はシーリング用の充填料
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

(県の責務)

第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体と連携し、及び協力するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物を濫用しないよう努めなければならない。

2 県民は、薬物の濫用の防止に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第5条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための体制を整備するものとする。

2 知事及び公安委員会は、相互に連携し、及び協力して薬物の濫用の防止に関する調査、指導その他の措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進)

第6条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究に取り組み、薬物の試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進し、その成果の普及を図るものとする。

(情報の収集等)

第7条 県は、現に濫用され、又は濫用されるおそれのある薬物に関する情報の収集及び整理を行い、最新の科学的知見に基づき分析及び評価を行うものとする。

2 県は、前項の分析及び評価の結果を、薬物の濫用の防止に関する施策に反映するものとする。

(情報の提供)

第8条 県は、薬物の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、県民に必要な情報を提供するものとする。

(教育及び学習の推進)

第9条 県は、青少年をはじめとする県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、教育及び学習を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(知事指定薬物の指定)

第10条 知事は、第2条第6号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県薬事審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をする場合には、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(知事指定薬物の指定の失効)

第11条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第5号までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失う。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失うときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

3 第21条から第25条までの規定は、知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、適用する。

(製造等の禁止)

第12条 何人も、知事指定薬物を疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として規則で定めるもの（以下「医療等の用途」という。）以外の用途に供するために製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

2 何人も、第2条第5号に掲げる薬物又は知事指定薬物を医療等の用途以外の用途に使用することを知って、その場所を提供し、又はあっせんしてはならない。

(広告の制限)

第13条 知事指定薬物については、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として知事指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行う場合を除き、何人も、その広告を行ってはならない。

(立入調査)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物若しくはその疑いがある物（以下「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、警告を発することができる。

(1) 第12条第1項の規定に違反して、知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、又は使用した者

(2) 第12条第2項の規定に違反して、第2条第5号に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所を提供し、又はあっせんした者

(3) 第13条の規定に違反して広告した者

(製造中止等の命令)

第16条 知事は、前条の規定による警告を受けた者が当該警告に従わないときは、次に掲げる行為の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、購入、譲受け、使用又は広告
 - (2) 第2条第5号に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所の提供又はあっせん
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条各号のいずれかに該当する者に対し、同条の規定にかかわらず、同条の規定による警告を発することなく、前項各号に掲げる行為の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (1) 県民の健康及び安全を確保するため緊急を要する場合で、前条の規定による警告を発するいとまがないとき。
 - (2) 前条各号のいずれかに該当する者が、過去に同条の規定による警告を受けたことがあるとき。
- (知事指定薬物である疑いがある物の検査等)
- 第17条 知事は、知事指定薬物である疑いがある物を発見した場合において、保健衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は所持した者に対し、当該物が知事指定薬物であるかどうかについて、知事又は知事の指定する者の検査を受けるべきことを命ずることができる。
- 2 前項の場合において、知事は、同項の検査を受けるべきことを命ぜられた者に対し、同項の検査を受け、次項の規定による通知を受けるまでの間は、当該物及びこれと同一の物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、又は広告してはならない旨を併せて命ずることができる。
- 3 知事は、第1項の検査の結果が判明したときは、遅滞なく、これを当該検査を受けるべきことを命ぜられた者に通知しなければならない。
- (緊急時の勧告)
- 第18条 知事は、薬物（第2条各号のいずれであるかが明らかでない場合又は同条第6号に掲げる薬物（知事指定薬物を除く。）である場合に限る。）の濫用により保健衛生上の重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、使用する場所を提供し、若しくはあっせんし、又は広告する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に当該勧告に係る薬物に関する情報を提供するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を行ったときは、その旨を審議会に報告するものとする。
- (知事への通知)
- 第19条 公安委員会は、第2条第5号又は第6号に掲げる薬物の濫用の防止を図るため必要があると認めるときは、当該薬物の販売の状況その他の知事が当該薬物の濫用を防止するための措置を講ずるために必要と認められる事項を知事に通知することができる。
- (委任)
- 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。
- (罰則)
- 第21条 第16条の規定による命令（第15条第1号に掲げる者に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第12条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第16条の規定による命令（第15条第1号に掲げる者に係るものに限る。）に違反した者
- 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第12条第2項又は第13条の規定に違反した者
 - (2) 第17条第2項の規定による命令に違反した者
- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第14条第1項の規定による立入調査若しくは拒否を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - (2) 第14条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) 第17条第1項の規定による命令に違反した者

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、第21条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第12条から第17条までの規定及び第21条から第25条までの規定は、同年6月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和2年5月12日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第38号）

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。